

# 離婚や別居に伴う「別居親」の実態調査 実施報告書（集計結果）

調査実施団体：子育て改革のための共同親権プロジェクト

代表 松村 直人

調査協力：北九州市立大学文学部人間関係学科

教授 濱野 健

2022年8月6日

## 調査の概要

### 本調査の目的

現在、我が国では「ひとり親家庭」についての公的調査が実施されるようになった。2021年3月12日には法務省により、「親が別居・離婚した子の調査」結果も発表された。しかしながら、離婚や別居に伴う「別居親」の公的な実態調査は行われていないのが現状である。そこで本調査ではこれらの先行調査を参照し、別居親を対象としたアンケート調査によりその実態を明らかにすることを目的とした。

### 本調査の対象について

配偶者やパートナーとの間で生じた関係上の理由から、現時点で子どもと離れて暮らしている、または、子どもと離れて暮らした経験のある人を「別居親\*」とみなし、調査対象とした。調査への参加は任意であり、また一部を除き（基本属性（大項目1.部分）を除く）個別の設問への回答は任意とした。

\*別居親：設問 Q1-10 にて a.または b.と回答した人。

### 調査の実施概要

- 調査機関：2022年2月8日～3月31日まで
- 調査方法：Zoho Survey によるウェブフォームおよび、紙媒体での調査票の配布。
- 有効回答者数：742（うち別居親は573）。

### 本調査での集計方法について

- 回答はフォームでの回答と調査票による回答をスプレッドシートにて統合している。
- 回答は、「単数回答」「複数回答」「数量」の結果を含む。
- 各集計結果（表）の「合計」は有効回答のうち別居親のみを含む。単数回答を複数回答として記入した場合は欠損として扱い、集計には含めていない。
- 回答の集計には SPSS Ver.28 を用いた。
- 本調査報告書では、設問のうち「自由回答」を割愛している。

目次

調査の概要 .....	1
調査結果の概要 .....	3
PART II 離婚・別居の経緯について .....	12
PART III 子どもとの別居状況について .....	17
PART IV 回答者の就労と経済状況について .....	23
PART V 心理的・精神的な負担について .....	30
PART VI 相談体制や支援体制について .....	35

## 調査結果の概要

### 1. 総合的な概要

本調査では、離婚または配偶者との別居をきっかけとして子どもと離れて暮らす親（別居親）を対象とし、その経緯と、子どもとの面会交流や離れて暮らす(元)配偶者との共同養育の実施状況や、そこで別居親が直面している問題を様々な設問から測定した。ここでは、本調査の集計作業から見えてきた、いくつかの重要な結果について概観する。詳細については、この後続く、調査項目別にみた調査結果の概要と、各質問項目の集計結果を参照されたい。

これまで、離婚による「ひとり親家庭」の実態については、法務省や厚生労働省による調査が定期的に行われてきた。その結果、ひとり親家庭において子どもやひとり親が直面している実態が明らかにされると同時に、近年ではそれらの問題は家庭における養育上の課題として、次第に認知されるようになってきている。他方で、別居親の生活状況や、子どもとの関係、(元)配偶者との共同養育の現状については、小規模な事例調査を除いては、十分な調査が実施されてきたとは言いがたく、その実態が社会的にも十分に認知されているとは言いがたい状況にあった。

そこで本報告書では、別居親の生活実態についてアンケート調査を実施し、その集計結果をまとめた。調査では「I. 回答者の基本属性」「II. 離婚・別居の経緯」「III. 子どもとの別居状況」「IV. 就労と経済状況」「V. 心理的・精神的状況」「VI. 相談体制や支援体制について」の計6項目でおよそ70の質問を設定し、全国から700名以上の協力者による回答を収集しその結果をまとめた。

調査結果の集計から、いくつかの特徴が明らかとなった。まず初めに、配偶者との離婚や別居によって、子どもと別れて暮らしている回答者の多くが男性であった。わが国においては、婚姻が継続している場合は夫婦双方が共同で親権を有する一方、離婚後はそのいずれかに親権が付与される単独親権となっている。この法制度上では、親権と監護権が揃って一方に付与される場合が一般的である。そして司法統計を参照した場合、離婚後に親権を付与されるのは主として母親（女性）である。そのため、本調査における回答者の男女の著しい偏りは、わが国における別居親の社会的実態を反映している。

男性の別居親の多くが、単身で生活している場合が多いことも明らかとなった。例えば学歴や就労形態、そして収入などの基本的属性には男女差があった。離婚や別居を相談した相手、子どもとの別居に到った経緯や、別居後の子どもとの面会交流の時間にも、男女で差が見られた。

配偶者間暴力の経験については、女性の方が男性よりも被害経験の割合が多かったが、男性の被害経験も一定数存在していた。配偶者間暴力を経験した人たちの回答では、問題に対処する上でそもそも相談相手がいなかったという回答が多く、相談相手を有した場合でも、それが身近な親しい人に限られていることが明らかとなった。このことは、(元)夫婦の間にこのような事態が生じた場合、被害者および加害者双方に対する適切な制度的支援が十分になされていない可能性を指摘することができる。

さらに本調査からは、別居親は男女を問わず、子どもとの面会交流の実施と維持や、別居後の共同養育の実施について様々な問題に直面していることが明らかとなった。しかし、面会交流の取り決めについて裁判所で合意を取り交わしていないという回答や、そもそもそうした合意を取り交わさずに離婚したというケースも相当数に登った。さらに、多くの回答者が、(元)配偶者と定期的な連絡を取り合うことができていると回答した。別居あるいは離婚以前以後にかかわらず、(元)配偶者との交渉と合意が十分になされてい

い場合、司法機関や専門化への支援を期待するとしながらも、現状ではそれを解決する方法や制度が十分に機能しているわけではない。こうした調査結果からは、離婚や別居に伴う子どもの共同養育とその継続を実現するために、葛藤の強い(元)配偶者たちの間に経ちながらどのように支援を実施すべきか、その重要性が浮き彫りとなった。

心理的・精神的状況についても、男女を問わず回答者である別居親の多数が、子どもとの別居または離婚をきっかけとし、心身の不調のみならず人間不信などの対人関係にも困難を覚えたり、実際に通院や服薬治療も経験したりしていることが明らかとなった。これらの結果は、家族、とりわけ子どもとの別離が心身に極めて深刻な状況をもたらしている実態を示すばかりではなく、別居親に対する未然の予防的支援や、こうした状況に陥った際の専門的な支援の拡充などが求められるのではないだろうか。

これらの調査結果からは、わが国において別居や離婚によって子どもと離れて暮らすこととなった親が抱えている様々な課題が明らかとなった。当事者の性差やその他の社会的属性に由来する部分も存在している一方、集計結果からは、およそその別居親たちの間に共有される問題が存在していることが明らかとなり、同時に、別居親に対する「ひとり親」とも共有されるべき課題も浮かび上がった。子どもとの別離を経験した当事者の抱える心的および社会的状況、そして別居後の家族のライフステージの変化に対して柔軟かつ現実的な共同養育の継続へ向けた相談援助や支援体制の拡充は、現代日本の家族を支えるうえで、司法・行政・就労・医療・教育など様々な分野を横断する重要な課題となっていることが明らかとなった。

## 2. 項目別の概要

### I. 回答者の基本属性について

本調査では、別居親の回答者の9割近くを男性が占めた(QI-1)。そして既に離婚した回答者のうち、子どもの親権を保持していると回答したのはわずか3%程度であった(QI-8)。裁判所などによって公開されている統計を見ても、親権の決定を必要とする離婚のケースのおよそ8割以上にて母親に親権が認められている。今回の調査結果も、こうした実態が反映されていると思われる。また離婚した別居親の大半は単身で生活していた(QI-11)。  
注記：今回の調査ではまだ離婚が成立していない別居親の回答者を一定数含んでいる。その結果、夫婦双方に親権があるという回答がおよそ3割程度占めている(QI-5, QI-8)。

### II. 離婚・別居の経緯について

元配偶者との間での暴力行為(QII-2a, 2b)について、加害については「暴力に及んだことない」が最も多かった。暴力の経験については、加害・被害のいずれも、精神的な暴力の経験がもっとも多かった。また被害経験については、回答者のおよそ2割が、自分が暴力を受けたかどうかを判断することが難しいと回答している。さらに、配偶者からの暴力行為に対する支援(QII-2c)について最も多かった回答は「誰にも相談しなかった」であり、回答者の4割近くに登った。相談相手としては、司法や警察よりも親兄弟や親戚と回答した人が多かった。また支援や相談の有効性に対する回答では、有効ではなかったとする回答が最も多く、その半数を占めた(QII-2d)。

親権者／監護者の決定を裁判所で行ったのは、回答者の約半数(Q-II6)であり、理由の最たるものが監護の継続性と母性優先の原則であったと回答している(Q-II7)。その決定については9割近くの回答者が不当だと感じている(Q-II8)。裁判所によって親権者／監護者を決定する場合、必ずしも双方にとって納得いく結果に至っていない場合が多く、この次のIII.で示すように、別居親の面会交流時間については、別居している母親よりも父親の方が平均的な時間が少なくなるなどから、特に男性の不満が高い。こうした判断や合意形成に際し大きな課題が残っていることが明らかとなった。

### III. 子どもとの別居状況について

子どもとの別居状態にある回答者のうち、別居のきっかけについて最も多かったのは配偶者が子どもを連れて別居したという回答であり、回答者のおよそ8割を占めた(Q-III2)。

子どもとの面会交流の取り決めについては、裁判所で合意したという回答が4割強となったが、他方で合意を取り交わしていないという回答も3割程度見られた(Q-III3)。合意が取り決められないまま離婚に至ったケースも相当数見られた。

続いて子どもとの面会状況については、半数近くが全くできていないと回答しており(QIII-4)、別居後の面会交流が滞っている別居親が相当数存在することがわかった。子どもと面会交流ができていない回答者にその理由を尋ねたところ、元配偶者が自分と子どもとを会わせたくないから、という回答が最も多かった(QIII-4a-2)。

他方、面会交流ができていない回答者の中で、最も平均的な交流頻度は月に一回程度であり、一ヶ月あたりの面会交流の時間で最も多いのが2時間以上8時間未満であった(QIII4b-1, 4b-2)。しかし実際にはほぼ全ての回答者が、より多くの面会交流の時間を持ちたいと回答しており(QIII-5)、理想とする面会時間として最も多かったのは、一月当たり96時間以上とする回答だった(QIII-6)。

さらに約7割の回答者が、子育てについて必要に応じて相手との連絡や相談体制が全く取れていないと回答しており(QIII-9)、別居親の間での共同養育に対する支援について尋ねた質問では、司法やカウンセラーなどの専門職に対する支援の要望が最も多かった(QIII-10)。別居または離婚後の共同養育について、(元)配偶者同士が十分な連絡・相談体制を築けていない場合が多く、こうした状況に対する支援の必要性が改めて浮き彫りとなった。

#### IV. 回答者の就労と経済状況について

今回の調査では6割以上の回答者が正規の仕事に就いていると回答した(QIV-1)。回答者の平均的な収入については、離婚あるいは別居の前後を問わず400万円以上から800万円未満が多くを占めた(QIV-2,3,4,5)。

養育費または婚費の支払については、およそ7割の回答者が文書で取り決めて支払ったことがあると回答し、口頭での取り決めを合わせるとおよそ9割の回答者がこれらを支払っている(支払ったことがある)と回答した(QIV-7)。一ヶ月あたりの平均的な支払い額については、3万円以上から15万円未満とする回答が多数を占めたが(Q-IV8)、6割程度の回答者がその費用が高すぎると回答しており(QIV-11)、それに相当する割合の回答者が、養育費や婚費の支払いにより生活が苦しくなったと回答した(QIV-13)。他方で8割近くの回答者が、こうした費用の支払いが継続したとしても、子どもとの面会時間には特に変化が見られないと回答している(QIV-15)。

調査時点での養育費や婚費の支払い状況については、回答者の9割近くが調査時点で養育費を支払っていると回答したが、他方で支払うのをやめた理由として、子どもとの面会が取り決め通りに守られなくなったというからという理由が、一定数を占めた(QIV-16a)。

#### V. 心理的・精神的な負担について

心理的・精神的な負担については、多くの回答者がこうした経験をしていることが明らかとなった。集中力が持続できなくなったり、イライラしたり落ち着かなくなったりする経験をしたという回答は、半数または半数以上に及んだ(QV-1,2,3)。また、人に会ったり新しいことを始めたりすることへの意欲の減退について、多くの人がそうした経験があったと回答している(QV-8,9)。身体的な不調についても多くの回答者がその経験をしたと回答しており、心身の不調のために通院したという回答は半数以上にも及んだ(QV-11,12,13)。そのうえ、回答者の約半数以上が、自暴自棄になったり(QV-14)、または希死念慮が生じる機会が増えたと回答しており(QV-15)、別居・離婚そして子どもとの別離を通して心身に著しい影響が出ていることが明らかとなった。このような事態に陥った当事者への相談援助や支援体制は、先に挙げた離婚後の共同養育支援体制と合わせて重要な課題となっていることが明らかとなった。

#### VI. 相談体制や支援体制について

ここでは面会交流に関する様々な問題について、自由回答記述を通して様々な証言があった。こうした問題に直面した場合の相談相手として最も多かったのが弁護士であり、次いで家族や親族、そして親しい友人であった(QVI-4)。

**Part I 回答者の基本属性について**

I-1. あなたの性別についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 男	503	87.8%
b. 女	70	12.2%
合計	573	100%

回答者の約9割近くが男性であった。

I-2. あなたの年齢についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 20代	5	0.9%
b. 30代	97	16.9%
c. 40代	300	52.4%
d. 50代	148	25.8%
e. 60代	20	3.5%
f. それ以上	3	0.5%
合計	573	100%

30歳代から50歳代が回答者の中心であった。

I-3. あなたの最終学歴についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 中学校	13	2.3%
b. 高校	94	16.4%
c. 高等専門学校	19	3.3%
d. 短大	21	3.7%
e. 大学・大学院	379	66.1%
f. 専修学校・各種学校	45	7.9%
g. その他	2	0.3%
合計	573	100%

回答で最も多いのは「大学・大学院」修了者であった。



l-4. あなたのお住まいの地域についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 北海道	19	3.3%
b. 東北	18	3.1%
c. 北関東	22	3.8%
d. 東京都	145	25.3%
e. 東京都を除く首都圏	138	24.1%
f. 中部	82	14.3%
g. 近畿	73	12.7%
h. 中国	14	2.4%
i. 四国	6	1%
j. 九州	35	6.1%
k. 沖縄（離島を含む）	21	3.7%
合計	573	100%

回答で最も多かったのは首都圏の居住者であった。

l-5. 以下のどのような方法で離婚が成立したかお答えください。

	度数	パーセント
a. 配偶者間での協議による	113	19.8%
b. 家裁での調停による	114	19.9%
c. 家裁での審判による	28	4.9%
d. 家裁での裁判による	109	19.1%
e. まだ離婚が成立していない	208	36.4%
合計	572	100%

回答者のうち既に離婚が成立しているのは全体の6割強であったが、およそ三分の一の回答者はまだ離婚が成立していないと回答した。

l-6. 今回の離婚は初婚でしたか。

	度数	パーセント
a. 初婚	500	87.3%
b. 二回目以上	73	12.7%
合計	573	100%

回答者の9割近くが初婚であった。

l-7. (元)配偶者との間に、お子さん(実子)は  
何人いらっしゃいますか。

	度数	パーセント
a. 1名	282	49.2%
b. 2名	238	41.5%
c. 3名	46	8%
d. 4名	6	1%
e. 実子はいない	1	0.2%
合計	573	100%

回答者の子どもの数は1人から2人がほとんどであった。

l-8. 現時点で、お子さんの親権はどなたが保持していますか。

	度数	パーセント
a. (元)配偶者が保持している	358	62.5%
b. 自分が保持している	9	1.6%
c. 子どもにより親権を分割	9	1.6%
d. 双方に親権がある(離婚していない)	197	34.4%
合計	573	100%

相手が親権を保持しているという回答が約6割を占めた。

残りの回答のほとんどが双方に親権があると回答した(離婚が成立していない回答者)。

1-9. 直近の（元）配偶者との監護者指定の有無についてお答えください。

	度数	パーセント
a. （元）配偶者が監護者である	338	59%
b. 自分が監護者である	7	1.2%
c. 監護者指定をしなかった	110	19.2%
d. 監護者指定という言葉を知らない	41	7.2%
e. その他	77	13.4%
合計	573	100%

上記 1-8 とほぼ共通し、（元）配偶者が監護者であるという回答が約 6 割となった。他方、監護者指定をしていないと回答した割合は約 2 割程度であった。

1-10. （元）配偶者との、お子さんとの同居（養育時間）の割合についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 子どもは主に（元）配偶者と過ごしている	552	96.3%
b. （元）配偶者と自分とでほぼ半々の時間を過ごしている	21	3.7%
合計	573	100%

注：同居親（c.）を除いた集計結果となっている。

回答者の大半が子どもは主に（元）配偶者と過ごしていると回答した。

1-11. 現在同居しているご家族についてお答えください。

※あてはまる項目全てに○をつけてください。（複数回答）

	応答数	パーセント	ケース(n=573)のパーセント
a. 単身	365	61.1%	63.7%
b. 自分の親（片親・両親）	107	18%	18.7%
c. 友人	0	0%	0%
d. 直近の配偶者の以前の子ども	5	0.8%	0.9%
e. 現在のパートナー	92	15.4%	16.1%
f その他	28	4.7%	4.9%
合計	597	100.00%	104.20%

最も多い回答は単身者であった。

1-12. あなたの現在の世帯人数についてお答えください。

	度数	パーセンテージ
a. 単身	363	63.4%
b. 2名から3名	184	32.1%
c. 4名以上	26	4.5%
合計	573	100

平均値は1.64人、中央値は1人であった。

上記の1-11の回答を反映し、およそ6割が単身であると回答した。

Part II 離婚・別居の経緯について

II-1 離婚した(あるいは別居している)理由について、あなたがもっとも大きいと考える理由を一つ選んでください。

	応答数	パーセント
a. 性格の不一致	198	35.9%
b. 身体的暴力	9	1.6%
c. 精神的虐待	31	5.6%
d. 異性関係	33	6.0%
e. 生活費を渡さない	6	1.1%
f. 浪費	6	1.1%
g. 家族を捨てて省みない	4	0.7%
h. 家族や親族と折り合いが悪い	36	6.5%
i. 酒を飲みすぎる	1	0.2%
j. 異常性格	61	11.1%
k. 性的不満	7	1.3%
l. 同居に応じない	14	2.5%
m. 病気	8	1.5%
n. その他	137	24.9%
合計	551	100.00%

最も多い回答は性格の不一致であった。

II-2a.あなたから（元）配偶者に対して以下のような行為を行ったことがありますか。  
（複数回答）

	応答数	パーセント	ケース(n=520)のパーセント
a. 身体的な暴力（殴る蹴る等）	29	5.00%	5.60%
b. 精神的な暴力（怒鳴る、無視する、異常な束縛等）	72	12.40%	13.80%
c. 性的な暴力（性交渉を強要する、避妊しない等）	5	0.90%	1.00%
d. 経済的な暴力（生活費を渡さない等）	7	1.20%	1.30%
e. いずれの暴力にも及んだことはなかった	355	61.00%	68.30%
f. 暴力かどうか判断することが難しい	114	19.60%	21.90%
合計	582	100.00%	111.90%

最も多い回答は「暴力に及んだことがない」であった。

暴力を振るった経験には、精神的な暴力などが挙げられた。

暴力を振るったかどうかの判断ができないとする回答も一定数あった。

II-2b.（元）配偶者からあなたに対して以下のような行為が行われたことがありますか。  
（複数回答）

	応答数	パーセント	ケース(n=541)のパーセント
a. 身体的な暴力（殴る蹴る等）	138	16.90%	25.50%
b. 精神的な暴力（怒鳴る、無視する、異常な束縛等）	353	43.20%	65.20%
c. 性的な暴力（性交渉を強要する、避妊しない等）	45	5.50%	8.30%
d. 経済的な暴力（生活費を渡さない等）	93	11.40%	17.20%
e. いずれの暴力も受けたことはなかった	94	11.50%	17.40%
f. 暴力かどうか判断することが難しい	94	11.50%	17.40%
合計	817	100.00%	151.00%

自身が受けた暴力として最も多い回答は精神的な暴力であり、次いで身体的暴力となった。

II-2c. (元) 配偶者からの DV に対して、誰に支援（相談・助け）を求めましたか。（複数回答）

	応答数	パーセント	ケース(n=367)のパーセント
a. 市区町村や配偶者暴力防止支援センターの相談窓口	58	8.80%	15.80%
b. 警察	67	10.20%	18.30%
c. 親兄弟や親せき	98	14.90%	26.70%
d. 友人	80	12.20%	21.80%
e. 医師・看護師など医療従事者	30	4.60%	8.20%
f. カウンセラーなど心理職	63	9.60%	17.20%
g. 弁護士	78	11.90%	21.30%
h. 誰にも相談しなかった	145	22.10%	39.50%
i. その他	38	5.80%	10.40%
合計	657	100.00%	179.00%

暴力を受けた際の対応で最も多かったのは「誰にも相談しなかった」という回答であった。次いで、親兄弟や親せきへ相談していると回答した。警察や司法及び専門機関への相談はそれほど多くなかった。

II-2d. 上記で最も有効だった支援はどれでしたか。

	度数	パーセント
a. 市区町村や配偶者暴力防止支援センターの相談窓口	4	1.2
b. 警察	13	3.8
c. 親兄弟や親せき	13	3.8
d. 友人	23	6.8
e. 医師・看護師など医療従事者	5	1.5
f. カウンセラーなど心理職	15	4.4
g. 弁護士	15	4.4
h. 誰にも相談しなかった	70	20.6
i. その他（2c. 回答）	10	2.9
j. 有効な支援はなかった	172	50.6
合計	340	100

DV 被害に際しての有効な手立てについて、最も多い回答は有効な支援はなかったという回答であり、回答の過半数以上となった。

次いで多いのは、誰にも相談しなかったという回答であった。

II-2e. (元) 配偶者からの DV 支援措置は行われましたか。

	度数	パーセント
a. 行われなかった	273	74%
b. 行われた	96	26%
合計	369	100%

(元) 配偶者からの支援措置がなかったという回答が多数を占めた。

II-2f. (元) 配偶者への DV 支援措置は行いましたか。

	度数	パーセント
a. 行っていない	342	94%
b. 行った	22	6%
合計	364	100%

上記の II-2e 同様、(元) 配偶者からの支援措置がなかったという回答が多数を占めた。

II-3. 結婚生活において、あなたまたは (元) 配偶者に不貞行為はありましたか。

	度数	パーセント
a. いずれにもなかった	390	74%
b. (元) 配偶者が不貞をはたらいた。	97	18.4%
c. 自分が不貞をはたらいた。	31	5.9%
d. 両方が不貞をはたらいた。	9	1.7%
合計	527	100%

全回答の四分之三が、いずれにも不貞はなかったと回答した。

II-4. 離婚（あるいは別居）に際し、主に誰に相談しましたか。最もあてはまる項目を一つ選んでください。

	度数	パーセント
a. 行政窓口	19	3.7%
b. 弁護士	196	37.7%
c. 友人・知人	51	9.8%
d. 親兄弟	90	17.3%
e. 誰にも相談しなかった	106	20.4%
f. その他	58	11.2%
合計	520	100%

離婚の相談相手で最も多いのは弁護士であった。

他の相談相手には、親兄弟という回答が多かった。

誰にも相談しなかったという回答も一定の割合をしめた。



II-5. 上記の設問 II-4. に関して、主な相談内容について簡潔にお答えください。（自由記述）

本報告書では割愛した。

II-6. 親権者／監護者は裁判所で決定されましたか。

	度数	パーセント
a. 裁判所で決定された	261	50.1%
b. 裁判所で決定されていない	260	49.9%
合計	521	100%

親権者／監護者の決定を裁判所で行ったのは、約半数であった。

II-7. 親権者／監護者を裁判所で決定された方にお伺いします。決定の理由は何でしたか。（複数回答）

	応答数	パーセント	ケース(n=253)のパーセント
a 監護の継続性	172	43.20%	68.00%
b 母性優先の原則	117	29.40%	46.20%
c 子の意思の尊重	19	4.80%	7.50%
d きょうだい不分離	22	5.50%	8.70%
e 理由不明	20	5.00%	7.90%
f その他	48	12.10%	19.00%
合計	398	100.00%	157.30%

回答者の約半数が、監護の継続性と回答した。

次いで多いのが、母性優先の原則であった。

II-8. 上の II-7. の裁判所の示した理由は、あなたにとって納得いくものでしたか。（II-7.で「裁判所で決定した」と回答した人のみ）

	度数	パーセント
a. 不当である	219	86.9%
b. どちらともいえない	28	11.1%
c. 正当である	5	2%
合計	252	100%

回答者の9割近くが、裁判所での親権／監護者の決定を不当だと回答した。

### Part III 子どもとの別居状況について

III-1. 離婚成立時（または別居開始時）のお子さん（第一子）の年齢をお答えください。

	度数	パーセント
a. 3歳未満	130	24.7%
b. 3歳から6歳（就学前）	162	30.7%
c. 7歳から9歳（小学生（1年～3年））	106	20.1%
d. 10歳から12歳（小学生（4年～6年））	84	15.9%
e. 13歳から15歳（中学生）	31	5.9%
f. 16歳から18歳（中学校卒業後）	10	1.9%
g. 20歳未満	4	0.8%
合計	527	100%

離婚／別居成立時の子どもの年齢が10歳未満であったという回答が、全体の8割以上を占めた。

III-2. お子さんとの別居に際しての経緯をお答えください。

	度数	パーセント
a. 離婚時の合意によって別居した	52	10.1%
b. 離婚前に自分から別居した	63	12.2%
c. 配偶者が子を連れて別居した	401	77.7%
合計	516	100%

配偶者が子どもを連れて別居したことが最も多く、およそ8割であった。

III-3. お子さんとの面会交流（直接・間接含む）の合意についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 合意を取り交わしていない	162	31%
b. 口頭で合意した	32	6.1%
c. 離婚協議書にて合意した	94	18%
d. 裁判所で合意した	234	44.8%
合計	522	100%

最も多い回答は裁判所での合意であった。

合意を取り交わしていない、という回答も一定数あった。

III-4. お子さんとの面会状況（試行面会を含まず）についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 全く会えていない	241	46%
b. 合意以下だが会えている	174	33.2%
c. 合意通り会えている	83	15.8%
d. 合意以上に会えている	26	5%
合計	524	100%

最も多い回答は、全く会えていないであり、およそ半数近くとなった。

III-4a-1. あなたがお子さんと最後に会ってから、どれくらい経ちましたか。（III-4.で「子どもと会えていない」と回答した人のみ）

	度数	パーセント
a. 1か月未満	6	2.5%
b. 1～3か月未満	11	4.6%
c. 3か月～半年未満	15	6.3%
d. 半年～1年未満	25	10.5%
e. 1年～2年未満	40	16.9%
f. 2年～5年未満	89	37.6%
g. 5年～10年未満	38	16%
h. 10年以上	13	5.5%
合計	237	100%

回答の中で最も多いのは、2年以上5年未満という長期間であった。

III-4a-2. あなたがお子さんと会えないとされている理由は何ですか、主な理由をひとつ選んでください。(III-4.で「子どもと会えていない」と回答した人のみ)

	度数	パーセント
a. 元配偶者が会わせたくないから	151	64.3%
b. 子どもが嫌がっているから	20	8.5%
c. 元配偶者への DV や虐待があったから	1	0.4%
d. 子どもへの DV や虐待があったから	3	1.3%
e. 子どもが病気だから	0	0%
f. 約束していないから	2	0.9%
g. 元配偶者との対立が強いから	18	7.7%
h. 新型コロナウイルスの感染防止のため（接触、移動の制約等）	7	3%
i. その他	33	14%
合計	235	100%

子どもに会えない理由として、（元）配偶者が会わせようとしないうという回答が最も多くを占めた。

III-4b-1. お子さんとの面会の頻度をお答えください。(III-4 にて「子どもと会えている」と回答した人のみ)

	度数	パーセント
a. 不定期	31	11.1%
b. 半年に 1 回以下	8	2.9%
c. 半年に 1 回程度	9	3.2%
d. 2、3 か月に 1 回程度	34	12.1%
e. 月 1 回程度	125	44.6%
f. 月 2 回程度	47	16.8%
g. 週 1 回程度	11	3.9%
h. 週 2 回以上	15	5.4%
合計	280	100%

子どもと面会交流ができていない回答者のうち、最も多い面会時間は月に一回程度であった。

III-4b-2. お子さんとの直接の面会時間の合計

	度数	パーセント
a. 2 時間未満	64	23.1%
b. 2 時間以上 8 時間未満	108	39.0%
c. 8 時間以上 24 時間未満	45	16.2%
d. 24 時間以上 48 時間未満	24	8.7%
e. 48 時間以上 96 時間未満	20	7.2%
f. 96 時間以上	16	5.8%
合計	277	100.0

注：2 時間未満の回答には「0 時間 (n=16)」を含む。

平均値は 19.2 時間、中央値は 5 時間であった。

子どもと直接の面会交流の実施時間で最も多いのは、2 時間以上 8 時間未満であった。

III-5. あなたご自身の、お子さんとの面会の意思についてお答えください。

	度数	パーセント
a. もっと長く（多く）会いたい	479	95.2%
b. 今のままでよい	24	4.8%
c. もっと短く（少なく）てよい	0	0%
合計	503	100%

回答者のほぼ全員が、面会交流時間の増加を望んでいると回答した。

III-6. あなたが理想とするお子さんとの直接の面会時間を、一か月あたりでお答えください。

	度数	パーセント
a. 8 時間未満	34	7.0%
b. 8 時間以上 24 時間未満	49	10.1%
c. 24 時間以上 48 時間未満	56	11.6%
d. 48 時間以上 96 時間未満	91	18.8%
e. 96 時間以上	253	52.4%
合計	483	100.0%

平均値は 149 時間、中央値は 96 時間であった。

理想とする面会時間で最も多かったのは、一月あたり 96 時間以上（4 日間に相当）であった。

III-7. 電子的な手段（メール・SNS・ビデオ会議）を使ったお子さんとの交流は可能ですか。

	度数	パーセント
a. 全く不可能	345	68.2%
b. 元配偶者との合意の範囲で可能	102	20.2%
c. 自由に可能	59	11.7%
合計	506	100%

回答者の約7割が、電子的な手段での交流ができていないと回答した。

III-8. ご自身の親族（子どもにとっての祖父母等）とお子さんとの交流は可能ですか。

	度数	パーセント
a. 全くできていない	346	68.2%
b. ほとんどできていない	84	16.6%
c. まあまあできている	57	11.2%
d. 十分にできている	20	3.9%
合計	507	100%

回答者の約7割が、自身の親族と子どもとの面会交流ができていないと回答した。

III-9. お子さんの子育てについて、必要に応じて（元）配偶者との連絡や相談体制はとれていますか。

	度数	パーセント
a. 全くとれていない	360	71.1%
b. ほとんどとれていない	89	17.6%
c. まあまあとれている	46	9.1%
d. 充分にとれている	11	2.2%
合計	506	100%

回答者の約7割が、子育てについて（元）配偶者と連絡を取れていないと回答した。

III-10. (元) 配偶者との共同での子育てを円滑に進めるにあたり、あなたはどのような専門家／機関からの支援があれば良いと考えますか。(複数回答)

	応答数	パーセント	ケース(n=500)のパーセント
a. 市区町村や配偶者暴力防止支援センターの相談窓口	179	12.60%	35.80%
b. 司法	281	19.80%	56.20%
c. 警察	143	10.10%	28.60%
d. 親兄弟や親せき	125	8.80%	25.00%
e. 友人	79	5.60%	15.80%
f. 医師・看護師など医療従事者	72	5.10%	14.40%
g. カウンセラーなど心理職	231	16.30%	46.20%
h. 弁護士	172	12.10%	34.40%
i. 誰の支援も必要ない	26	1.80%	5.20%
j. その他	111	7.80%	22.20%
合計	1419	100.00%	283.80%

別居/離婚後の共同養育について、最も支援を望んでいるのは、司法およびカウンセラーなどの専門職に対してであった。

次いで、自治体や弁護士からの支援を期待していた。

## Part IV 回答者の就労と経済状況について

IV-1. あなたの現在の職業についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 正規の職員・従業員	327	65.8%
b. 派遣社員	7	1.4%
c. パート・アルバイト等	18	3.6%
d. 会社などの役員	37	7.4%
e. 自営業	75	15.1%
f. 家族従業者	6	1.2%
g. 不就業	16	3.2%
h. その他	11	2.2%
合計	497	100%

回答者の6割以上の職種が、正規の職員・従業員として就労していた。

IV-2. あなたの離婚（または別居）直前の年収についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 200万円未満（無収入を含む）	44	9.4%
b. 200万円以上 400万円未満	51	10.9%
c. 400万円以上 600万円未満	135	28.8%
d. 600万円以上 800万円未満	111	23.7%
e. 800万円以上 1000万円未満	57	12.2%
f. 1000万円以上	70	15.0%
合計	468	100.0%

平均値は623.0万円、中央値は600万円であった。

年収400万円以上から800万円未満が、最も多い回答となった。



IV-3. あなたの離婚（または別居）直前の世帯年収についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 200 万円未満（無収入を含む）	15	3.2%
b. 200 万円以上 400 万円未満	34	7.3%
c. 400 万円以上 600 万円未満	94	20.2%
d. 600 万円以上 800 万円未満	93	20.0%
e. 800 万円以上 1000 万円未満	77	16.6%
f. 1000 万円以上	152	32.7%
合計	465	100.0%

平均値は 867.0 万円、中央値は 750 万円であった。  
年収 1000 万円以上が、最も多い回答となった。

IV-4. あなたの現在の年収についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 200 万円未満（無収入を含む）	45	9.8%
b. 200 万円以上 400 万円未満	79	17.2%
c. 400 万円以上 600 万円未満	104	22.6%
d. 600 万円以上 800 万円未満	107	23.3%
e. 800 万円以上 1000 万円未満	47	10.2%
f. 1000 万円以上	78	17.0%
合計	460	100.0%

平均値は 632.7 万円、中央値は 600 万円であった。  
年収 400 万円以上から 800 万円未満が、最も多い回答となった。

IV-5. あなたの現在の世帯年収についてお答えください

	度数	パーセント
a. 200 万円未満（無収入を含む）	36	7.8%
b. 200 万円以上 400 万円未満	74	16.1%
c. 400 万円以上 600 万円未満	92	20.0%
d. 600 万円以上 800 万円未満	106	23.0%
e. 800 万円以上 1000 万円未満	50	10.8%
f. 1000 万円以上	103	22.3%
合計	461	100.0%

平均値は 713.5 万円、中央値は 600 万円であった。

年収 400 万円以上から 800 万円未満が、最も多い回答となった。

IV-6. 離婚（または別居）によって当時の就労に影響はありましたか。

	度数	パーセント
a. 影響はない	123	24.9%
b. 仕事に集中できなくなった／休みがちになった	275	55.7%
c. 休職した	31	6.3%
d. 離職した	51	10.3%
e. もともと不就業であった	14	2.8%
合計	494	100%

半数以上の回答者が離婚（または別居）により仕事に集中できなくなったり、休みがちになったりしたと回答した。

IV-7. あなたは過去または現在、養育費または婚費を支払ったことがありますか。

	度数	パーセント
a. 文書で取り決めて支払ったことがある	353	71.9%
b. 口頭で取り決めて支払ったことがある	80	16.3%
c. 取り決めていないため支払っていない	58	11.8%
合計	491	100%

回答者のおよそ 7 割が養育費を文書で取り決め、かつまた支払ったことがあると回答した。

IV-8. あなたが支払っている（いた）最近の養育費または婚費の額（月額）をお答えください。

	度数	パーセンテージ
a. 3万円未満	38	9.5%
b. 万円以上5万円未満	73	18.2%
c. 5万円以上7万円未満	82	20.4%
d. 7万円以上10万円未満	70	17.4%
e. 10万円以上15万円未満	77	19.2%
f. 15万円以上20万円未満	27	6.7%
g. 20万円以上30万円未満	27	6.7%
h. 30万円以上	8	2.0%
合計	402	100.0%

平均値は9.91万円、中央値は7万円であった。

回答は3万円以上から15万円未満が多いが、支払額にはばらつきがみられる。

IV-9. 主にどのような方法で養育費または婚費を支払っていますか（いましたか）。

	度数	パーセント
a. 同居親の口座に振込む	272	65.7%
b. 同居親への手渡し	9	2.2%
c. 子どもへの手渡し	2	0.5%
d. 給与の差し押さえによる天引き	5	1.2%
e. 同居親の弁護士の口座に振込む	12	2.9%
f. 養育費徴収代行サービス団体（会社）	2	0.5%
g. その他	112	27.1%
合計	414	100%

回答の6割以上が、同居親の口座への振込と回答した。

その他の回答には、子どもの口座へ直接振り込む、という回答が一定数を占めた。

IV-10. 養育費の主な支払回数（頻度）についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 不定期	12	2.9%
b. 1か月に一度	393	95.6%
c. 2か月から3か月に一度	3	0.7%
d. 半年に一度	3	0.7%
合計	411	100%

回答のほぼ全てで、毎月の振込であった。

IV-11. あなた自身が支払っている（いた）養育費額または婚費額に対する、あなたの実感についてお答えください。

	度数	パーセント
a. 養育費額または婚費額が低すぎる	11	2.7%
b. 養育費額または婚費額は妥当である	149	36.7%
c. 養育費額または婚費額が高すぎる	246	60.6%
合計	406	100%

回答者のおよそ6割が、養育費額または婚費額が高すぎると回答した。

IV-12. 2019年12月に改訂された新算定表（※）公表後の、あなた自身が支払っている（いた）養育費額または婚費額に対するあなたの実感はどう変わりましたか。※  
「養育費・婚姻費用算定表」

	度数	パーセント
a. 養育費額または婚費額が低く感じるようになった	11	2.7%
b. 養育費額または婚費額が妥当だと感じるようになった	32	7.9%
c. 養育費額または婚費額が高く感じるようになった	208	51.4%
d. 実感に変化は無い	154	38%
合計	405	100%

回答者の約半数が、養育費額または婚費額が上がったと感じると回答した。

IV-13. 養育費または婚費の支払いにより、あなたの生活への影響はありましたか。

	度数	パーセント
a. 生活は楽になった	19	4.6%
b. まったく影響はない	86	20.8%
c. やや生活が苦しくなった	170	41.1%
d. とても生活が苦しくなった	139	33.6%
合計	414	100%

生活が苦しくなった、という回答が多くを占めた。

IV-14. あなたは元配偶者（現在お子さんと同居している監護者）から、子どもとの面会時間を増やす条件として、慰謝料または養育費、婚費の増額を提示されたことがありますか。

	度数	パーセント
a. いいえ	322	77.6%
b. はい	93	22.4%
合計	415	100%

回答者の約2割が、こうした経験があったと回答している。

IV-15. 合意した養育費または婚費の支払いを継続するにあたり、お子さんとの面会の状況はどのように変化しましたか。

	度数	パーセント
a. 面会の時間や機会が減少した	70	17.2%
b. 特に変化は見られない	316	77.8%
c. 面会の時間や機会が増えた	20	4.9%
合計	406	100%

回答者の約8割が、特に変化はみられないと回答した。

IV-16. あなたは現在養育費または婚費を支払っていますか。

	度数	パーセント
a. 現在も支払っている	362	87%
b. 現在は支払を止めている	54	13%
合計	416	100%

回答者の9割近くが、現在も養育費を払っていると回答した。

IV-16a. あなたが養育費または婚費を支払うのを止めた最も大きな理由は何ですか。(IV-16.にて「支払っていない」と回答したひとのみ)

	度数	パーセント
a. 収入が減少したため	6	11.5%
b. 子どもとの面会が取り決め通りに守られなくなったため	12	23.1%
c. 子どもが面会を拒否するようになったため	2	3.8%
d. 養育費または婚費の値上げを打診されたため	0	0%
e. 徴収代行手数料が高額すぎるため	0	0%
f. その他	32	61.5%
合計	52	100%

養育費または婚費の支払を辞めた理由について、その他という回答が最も多かったが、次いで子どもとの面会交流の取り決めが守られなくなったという回答が多かった。

Part V 心理的・精神的な負担について

V-1. 日々の仕事や日常業務に集中できなくなった。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	115	24.2%
b. 少し増えた	87	18.3%
c. 増えた	85	17.9%
d. とても増えた	189	39.7%
合計	476	100%

回答者の4割が、とても増えたと回答した。

V-2. イライラして怒りっぽくなった。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	223	47%
b. 少し増えた	96	20.3%
c. 増えた	71	15%
d. とても増えた	84	17.7%
合計	474	100%

回答者のおよそ半数が、イライラして怒りっぽくなったと回答した。

V-3. そわそわして落ち着かなくなった。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	165	34.8%
b. 少し増えた	89	18.8%
c. 増えた	90	19%
d. とても増えた	130	27.4%
合計	474	100%

回答者の6割以上が、そわそわして落ち着かなくなったと回答した。

V-4. 何をやってもあまり楽しめなくなった。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	88	18.5%
b. 少し増えた	67	14.1%
c. 増えた	88	18.5%
d. とても増えた	233	48.9%
合計	476	100%

回答者の約半数が、とても増えたと回答した。

V-5. 自分に対する肯定的な気持ちが低下した。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	114	23.9%
b. 少し増えた	75	15.8%
c. 増えた	105	22.1%
d. とても増えた	182	38.2%
合計	476	100%

回答者の約4割が、とても増えたと回答した。

V-6. 親しい家族や友人への信頼感が低下した。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	215	45.5%
b. 少し増えた	77	16.3%
c. 増えた	77	16.3%
d. とても増えた	104	22%
合計	473	100%

回答者の半数以上が、親しい家族や友人への信頼感が低下したと回答した。



V-7. 他人に対する信頼感が低下した。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	138	29.2%
b. 少し増えた	84	17.8%
c. 増えた	94	19.9%
d. とても増えた	157	33.2%
合計	473	100%

回答には、比較的ばらつきが見られた。

V-8. 人に会うのがおっくうだと感じるが増えた。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	149	31.4%
b. 少し増えた	83	17.5%
c. 増えた	93	19.6%
d. とても増えた	149	31.4%
合計	474	100%

回答者の約7割が、人に会うのがおっくうだと感じるが増えたと回答した。

V-9. 新しい物事に対する関心や興味が低下した。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	151	31.8%
b. 少し増えた	67	14.1%
c. 増えた	88	18.5%
d. とても増えた	169	35.6%
合計	475	100%

回答者の約7割が、新しい物事に対する関心や興味が低下したと回答した。

V-10. あまりぐっすりと眠ることができなくなった。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	122	25.8%
b. 少し増えた	69	14.6%
c. 増えた	87	18.4%
d. とても増えた	195	41.2%
合計	473	100%

回答者の75%が不眠を経験していた。

V-11. 身体的な不調のため通院（鍼灸などの東洋医学系・整体なども含む）するようになった。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	229	48.3%
b. 少し増えた	91	19.2%
c. 増えた	56	11.8%
d. とても増えた	98	20.7%
合計	474	100%

回答者の約半数が、身体的な不調をきたし通院するようになったと回答した。

V-12. 精神的な不調のため医療機関に通院し服薬治療を受けるようになった。

	度数	パーセント
a. 服薬治療はしなかった（受けなかった）	261	55.4%
b. 通院し服薬治療を一時的に受けた	80	17%
c. 定期的に通院し服薬治療を受けた	35	7.4%
d. 現在も定期的に通院し服薬治療を受けている	95	20.2%
合計	471	100%

回答者の約半数が、精神的な不調による服薬治療を経験していた。

V-13. 精神的な不調のために心理職からカウンセリングを受けた。

	度数	パーセント
a. カウンセリングは受けなかった	252	53.8%
b. カウンセリングを一時的に受けた	116	24.8%
c. 定期的にカウンセリングを受けた	42	9%
d. 現在も定期的にカウンセリングを受けている	58	12.4%
合計	468	100%

回答者のおよそ半数が、カウンセリングを受けたと回答した。

V-14. 自暴自棄になる機会が増えた。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	146	30.9%
b. 少し増えた	124	26.3%
c. 増えた	80	16.9%
d. とても増えた	122	25.8%
合計	472	100%

回答者の約7割が、自暴自棄になる機会が増えたと回答した。

V-15. 自ら命を絶とうと考えるようになった。

	度数	パーセント
a. 以前と変わらない	200	42.2%
b. 少し増えた	81	17.1%
c. 増えた	75	15.8%
d. とても増えた	118	24.9%
合計	474	100%

回答者の半数以上が、自殺を考える機会が増えたと回答した。

## Part VI 相談体制や支援体制について

VI-1. お子さんが通園・通学する施設への立ち入り制限（行事の参加を含む）を受けたことがありますか。もしあれば、あなたが施設関係者から立ち入りを制限された理由についてご記入ください。（自由回答記述につき割愛）

VI-2. お子さんとの面会について、同居親（元配偶者）、あるいはその同居家族からの妨害を受けたことがありますか。もしあれば、どのような妨害があったかご記入ください。（自由回答記述につき割愛）

VI-3. お子さんとの面会について、司法機関（弁護士を含む）から干渉を受けたことがありますか。（自由回答記述につき割愛）

VI-4. あなたが上記（面会交流の妨害）のような問題に直面した際、主に誰に相談しましたか。（複数回答）

	応答数	パーセント	ケース(n=399)のパーセント
a. 家族や親族	162	16.80%	40.60%
b. 親しい友人	127	13.10%	31.80%
c. 職場の同僚や上司	52	5.40%	13.00%
d. 趣味や SNS 上での仲間	50	5.20%	12.50%
e. 同じ悩みを抱える別居親の支援団体	111	11.50%	27.80%
f. 支援団体で知り合った他の別居親	70	7.20%	17.50%
g. 弁護士	247	25.50%	61.90%
h. 医師・看護師などの医療従事者	21	2.20%	5.30%
i. カウンセラーなどの心理職	55	5.70%	13.80%
j. 相談する相手はいなかった	72	7.40%	18.00%
合計	967	100.00%	242.40%

弁護士に相談した、という回答が最も多かった。

次いで、家族や親族、あるいは親しい友人などへ相談したという回答が多かった。

謝辞

本調査にあたり、全国の多数の別居親の皆さんからの自発的な協力を得ることができました。本調査の趣旨にご理解をいただき、極めて個人的な内容についてご回答いただいた協力者の皆さんについて、この場を借りてお礼申し上げます。

調査関係者を代表して  
濱野 健